

【ABC 消費者情報 Vol. 108】

◎買取業者の訪問に応じたところ・・・不用品買取のはずが貴金属の買取に！

「買取業者から不用品を買取ると電話があり、訪問に応じたら、売るつもりがなかったアクセサリー等の貴金属を強引に買い取られた。」との相談が寄せられています。

■相談事例

○買取業者の訪問に応じたら、部屋を勝手に物色されて、売るつもりのないアクセサリー等の貴金属を強引に買い取られた。買い取られた貴金属は取り戻せるだろうか。

■アドバイス

○訪問購入は、法律で定められた書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます（適用されない物品もあります。）

○売却したくない場合は、きっぱり断りましょう。

○困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://ath.stop%url/)